

## 第11次

# 泉南市子どもの権利条例委員会報告

2022（令和4）年11月17日

泉南市子どもの権利条例委員会



2022(令和4)年11月17日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三

副会長 山 下 裕 子

委 員 青 木 桃 子

委 員 浜 田 進 士

委 員 前 田 百 合 子

## 第11次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成24）年10月制定。以下、「条例」とします。）第16条第4項に基づき、本報告を行います。

同条第1項は「条例の運営状況」と「条例に基づく事業等の実施状況」について、これを定期的に検証することを市に課しています。この市が行う検証に資するため、本委員会は公的第三者機関として必要な検討に努め、市長に報告するものと定められています（同条第4項第5項）。

これを踏まえ、本委員会は発足以来、「報告事項Ⅰ：『子どもにやさしいまち』を実現するための子どもの権利条例の運営状況」および「報告事項Ⅱ：子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況」の二つの柱を立て、報告を行ってきました。

報告事項Ⅰは、私たち市民および外部有識者の視点から捉えた最も重点的な課題について、

報告事項Ⅱは、条例に基づく事業等の全般にわたる実施・進捗および評価等の概況について、それぞれ検討審議し報告するものです。

本年度においては、本年3月に市内中学生が自死するという極めて痛ましい事態が起こっていたこと（以下、「本件」とします。）について、本委員会は本年5月初旬、当該保護者から寄せられた訴えにより知るところとなりました。そこで本委員会は、とりわけ条例第3条「子どもの権利の尊重」および第6条「子どもの相談・救済」が、本件にかかわって、どのように尊重され、また実施されてきたかについて第16条による検証に資する検討を重ね、これを上掲の報告事項Ⅰに位置づけて、本年8月2日、第10次市長報告として提出いたしました。

ただし、同報告では時間的制約等から上掲の報告事項Ⅱ（前年度実績）については、これを扱うことができませんでした。そこで改めて本年9月から、本委員会は第16条による検証に資する検討を再開し、極めて限られた時間の中ではありますが、重点的な検討を行いました。これらの経過および検討に基づいて、本第11次市長報告を行うものです。

本委員会は、泉南市の「子どもにやさしいまち」の実現に向け、条例第16条第5項に基づく市長のご尽力により、本報告の積極的な活用が図られることを、切に要望するものです。

以上



# 第 11 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

## もくじ

### 報告事項Ⅰ

#### 「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 子どもの権利条例の運営および事業等実施状況を検証する基本的な視点と枠組み
  - (1) 改めて指摘しなければならない二つの事実
  - (2) 第 16 条に基づく条例検証のための基本的な視点と枠組み
  - (3) 条例の実効ある実施・運営の根幹にかかわる重大な問題と課題
  - (4) 単なる目標ではなく実践の原則として第 3 条「子どもの権利の尊重」を
  
2. 子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況（報告事項Ⅱ）に関する評価と課題
  - (1) 条例に基づく 2021 年度の事業等の実施状況の全般に関する評価等
  - (2) 子どもの意見表明と参加(第 4 条)および相談・救済(第 6 条)に関する評価等
  - (3) 子どもの権利の尊重(第 3 条)および条例の検証と公表(第 16 条)に関する評価等
  
3. 各委員の意見表明：泉南市子どもの権利条例制定 10 年の成果と課題を踏まえて
  - (1) 狭間に置かれている子どもに支援を届けるために  
——実施事業と子どもの対象年齢に関する考察から
  - (2) 子どもの最善の利益を第一に考える
  - (3) 市民社会の協働について考える  
——立ち戻るのは「泉南市子どもの権利に関する条例」
  - (4) 日本で「こども基本法」が成立した中での泉南市の取り組みの意義

### 報告事項Ⅱ

#### 子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況（各実施機関報告一覧）

### 関係資料

- 2022（R 4）年度泉南市子どもの権利条例委員会名簿
- 2022（R 4）年度泉南市子どもの権利条例委員会会議開催概要